

転出

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	(国内) カードの券面記載事項変更(住所変更)	・マイナンバーカード		転出先の市区町村	
		(国外) カードの継続利用手続き ※転出予定日の前日までに手続きが必要 ※外国籍の方はカードの返納	・マイナンバーカード		○住民生活課 【住民係】	
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります ※必要な方は転出先で再登録してください	※転出先の市区町村にご相談ください		転出先の市区町村	
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	・国民健康保険資格確認書		○住民生活課 【保険係】	
	→70歳から74歳までの方	資格確認書の返却	・国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証			
	→修学のために転出する方	負担区分等証明書の受取(郵送の場合有) ※転出先へ提出してください	・在学証明書			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先で引き続き岩美町の保険を使う手続き	・在園証明書			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書の返却	・後期高齢者医療保険資格確認書			
	→鳥取県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取(郵送の場合有) ※転出先へ提出してください				
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 等			
高 齢	海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談 ・国民年金保険料精算のご相談 ・国民年金の任意加入				
	65歳以上の方	保険証の返却	・介護保険証		○健康福祉課 【介護保険係】	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも岩美町の介護保険証をそのまま使ってください				
要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	・介護保険証				
こども	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者証の返却	・重度心身障害者医療費受給者証		○住民生活課 【保険係】	
	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し 転出先へ提出してください		これまで通っていた学校	
	児童手当を受給している方 (0歳～高校生年代)	児童手当資格消滅届 ※受給者が公務員の方は勤務先にお問い合わせ ください	※転出先での申請遅れに注意してください		○子ども未来課 【子育て支援係】	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～高校生)	受給者証の返却	・子ども医療費受給者証		○住民生活課 【保険係】	
	妊娠中の方	岩美町の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、 転出先で手続きしてください			○子ども未来課 【こども家庭センター】	
	保育所に入所しているお子さんがいる方	退所手続き			○子ども未来課 【子育て支援係】	
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		○子ども未来課 【こども家庭センター】	
		受給者証の返却	・ひとり親家庭等医療費受給者証		○住民生活課 【保険係】	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		○健康福祉課 【地域福祉係】	
重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方	受給者証の返却	・重度心身障害者医療費受給者証		○住民生活課 【保険係】		
予防 接種	予防接種を希望される方	岩美町の予防接種券は使えなくなりますので、 転出先で手続きしてください			○健康福祉課 【健康増進係】	
	がん検診の受診を希望される方	岩美町のがん検診受診券は使えなくなりますので、 転出先で手続きしてください			○健康福祉課 【健康増進係】	
税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	※受付窓口でご相談ください		○建設水道課 【計画調整係】	
	未納となっている税や料等のご相談	納付相談			○税務課等関係課	

岩美町に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			
海外に転出される方	納税管理人のご相談			○税務課
原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください		
軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください			○軽自動車検査協会 050-3816-3082
自動二輪（125cc超）を所有している方	※鳥取運輸支局でご相談ください			○鳥取運輸支局 050-5540-2070
農業者年金に加入している方	年金証書又は被保険者証の住所変更	・年金証書又は被保険者証		○農業委員会 （農林水産課内）
町営住宅を退去する方	町営住宅の退去手続き			○住民生活課 【住宅係】
役場から送付される別居親族宛書類の送付先になっている方	送付先の変更	※受付窓口でご相談ください		○送付先届出書を提出した各関係課

その他

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 岩美町住民生活課住民係で早急に取消の手続きをしてください。

岩美町役場

〒681-8501
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 675 番地 1
電話 0857-73-1411(代表)

※健康福祉課
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029 番地 2
岩美すこやかセンター内

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
※毎週 火曜日・木曜日の窓口業務(住民生活課・子ども未来課・税務課・健康福祉課に限る。)は午後7時まで

岩美町ホームページ <https://www.iwami.gr.jp>

手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

忘れずにお持ちください

転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)
※海外へ出国する方で、1年以内の短期国外転出の場合、転出届は不要です

《届出に必要なもの》

- 国外に転出される方でお持ちの方は
マイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

住み始めてから **14日以内**に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード)」を持参して新しい
住所地の市区町村役場で転入届をしてください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書 ・年金手帳
- ・介護保険証 ・特別医療受給者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。